

発 言 者	議 事
議 長 議 長 議 長 議 長 議 長 副 町 長 議 長 議 長 議 長 議 長 香 川 議 員	〔 3 月 6 日 〕 皆さん、おはようございます。（ 1 0 : 0 0 ） ただいまの出席議員数は 1 0 名であり、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き会議を開きます。 これより直ちに議事に入ります。 日程第 6 議案第 8 号令和 5 年度厚沢部町一般会計補正予算、議題とします。 議案の説明を求めます。 副町長 議案第 8 号の令和 5 年度厚沢部町一般会計補正予算（第 1 1 号）の内容について説明いたします。（議案内容説明記載省略） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。 最初に、歳入全般について質疑ありませんか。 1 0 ページから 3 8 ページまでです。 歳入全般について質疑ありませんか。 5 番、香川議員 2 3 ページの、 1 4 款 1 目 1 節のデジタル田園都市国家構想交付金とありますけども、以前、私もこの内容について質問させていただいて、概要はその時の説明によると、この交付金によりアスパラの自動栽培やメイクインの地域団体商標登録、あと保育園留学の推進等で活用しているという説明だったんですけども、今回、 1 5 7 5 万円と大幅に減額されていますけど、理由につ

議長 政策推進課長	いて説明をお願いします。 政策推進課長 デジタル田園都市国家構想交付金については、元々、地方創生推進交付金という名称で交付金をいただいております。元々は農に生きる推進協議会だとか保育園留学ということで交付金をいただいております。ただ、令和5年度は農に生きる推進協議会の期間は終わっていますので、保育園留学のみの交付金ということになっております。減額の理由なんです、保育園留学につきましては今年度2年目で、内閣府に毎年事業計画の変更ということで提出するんですよ。それが1月くらいに提出して、すでに予算は組んでいたんですが、通常であれば事業費の2分の1ということで交付金が入るんですが、2年目に関しては、計画変更したんですけども、上限額というものが定められてしまいまして、その分交付金が減額の分1575万5千円つかなかったというかたちになります。財源的に言いますと、こちらは地方創生の交付金のソフト事業に関しましては、交付金が付かない分につきましては交付税措置もございますので、全てが入ってくるわけではないということもあるんですけど、一定程度、特別交付税ですね、そちらの方で賄われるという想定ではおります。
議長 中山議員	1番、中山議員 まず1点目は、19ページになるんですけども、ここで公営塾の総務費負担金の中で、公営塾の利用者負担金が減額されております。当初の予定と、どの程度の負担する減になったのか。利用者が少ないのかなというふうにみてるんですけど、その実態をお知らせ願いたいと思います。それともう1点ですね、26ページになりますけども、農林水産業費の道補助金ですけども、ここで環境保全型農業の直接支払交付金が減額されています。その減額させた原因ですね、どうい

議 長 保 健 福 祉 課 長	うことがあるのかお知らせ願いたいと思います。 保健福祉課長 当初は、１６０万円の予算だったんですけども、６０万８千円減額になったんですけども、どうしても中学生とかが推薦入学とかが決まってきたりすると、その分受講者が減ってくるので、そういうところで減額になっています。以上です。 もうちょっと詳しく。
議 長 農 林 課 長	農林課長 環境保全型農業直接支払交付金の減額の理由であります、当初、カバークロップの作付けによって支援を受けるという方いらっしゃいました。ただ、去年の営農の状況からカバークロップの作付けが当初計画していたものの半分程度になったということで、その取り組みに対して今回交付金の減を行っているというところであります。
議 長 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 公営塾の利用料が、３０００円になっていますので、だいたい１５，６人減っているのかなという計算になります。
議 長 中 山 議 員	１番、中山議員 公営塾につきましては、我々大変期待しておりまして、最近札幌のいい高校に入学するというようなまでになっているということは大変いいことだなと思うんですけど、今１５，６人が減っているんでないかというようなことなんですけども、その内訳、中学生と高校生と、小学生はいないと思うんですけども、やはり今後、それを考えた時には、何か対策を練っているのか、その辺についての説明していただきたいと思います。

議 保 健 福 祉 課 長	長	保健福祉課長 アンケート調査を１２月１４日から２５日までの間に、厚沢部中学校の生徒、保護者、高校生にアンケートをしています。中学生２９名、保護者２９名、高校生４名ということでアンケートを実施しました。その中で、途中で退塾する理由としては、江差高校を希望している中学生たちは、どちらかというと、学力を上げたいという要望が少ない子が多いんですよね。はっきりいうとあれなんですけど。函館とか道央圏を希望されている子たちは、そういうモチベーションがすごい強いんですけども、江差高校に行く子たちは、今の学力でもいいやという思いもあるのか、なかなか通塾をするというモチベーションにつなげていけないところがあるので、今後は江差高校を希望されている子どもたちにも通塾を続けるモチベーションを上げるための工夫とかを何かしらしていかなければならないというのは、このアンケートでも出てきています。そこをどうするかというのは、今まだ出てきていないんですけども、江差高校にしたい子どもたちの通塾したい目的というところを、もう少しできればいいかなとアンケートの中では出てきています。
議 中 山 議 員	長	１番、中山議員 今の課長の説明では、町長、大変残念な方向に向いているなと。折角、公営塾をリニューアルした中で、共済のあとをやったわけですので、どうですか、これ、原因調査と言いますか、課長の説明では、江差高校に行く子どもたちは、あまり学識なくても入れるんだというようなことではちょっと残念な結果なんですけども、公営塾を設置した理由を外れてきているなと思うんですけども、町長はその辺、これからどうテコ入れしていくのか説明していただきたいと思います。
議 町	長	町長 公営塾、町で塾を設置したということで、都会との学力差を補うということで始めたと思って

		おります。強制ではないので、是非、町でこういうことをやっているから皆さん塾に通って学力上げましょうというPRも必要だなというふうに思っております。江差高校に行くから学力低くていいということは全くないわけでありますから、その辺はPRしていきたいと思います。
議	長	他に、歳入全体について質疑ありませんか。
議	長	2番、高田議員
高	田	1つ確認したいんですが、ページ数は36ページ雑入のところなんですけど、建物災害共済金
議	員	146万円入っていますよね。これ中身なんですか。
議	長	教育委員会事務局長
教育委員会事務局長		建物災害共済金ですけれども、こちら館小学校の校舎の屋根が、令和4年なんですけれども、大雪が降った関係で破損してしまったと。その修繕にかかる部分です。これが、年度をまたいで令和5年度に共済金として入ってきたことによるものです。以上です。
議	長	高田議員、よろしいでしょうか。
議	長	他に、歳入全体について質疑ありませんか。
議	長	それでは、歳出の質疑に入ります。
議	長	歳出は款ごとに行います。
議	長	はじめに、1款議会費について。ページ数は39ページです。
議	長	それでは次に、2款総務費ついて質疑ありませんか。ページ数は40ページから55ページまでです。
議	長	総務費について質疑ありませんか。
議	長	10番、佐々木議員

佐々木議員		47ページの18節、新規希望補助金ということで減額になってますけど、受入協議会とはどういうふうな部分の動きをして減額になったのか。その経緯を含めてお願いいたします。
議長	農林課長	農林課長
農林課長		新規就農希望者体験費用の補助金の減額理由であります。都市部、または町外、遠方から就農を希望される方の体験の交通費の補助を予算計上させていただいたところであります。昨年1名の方、短期研修やられたんですけれども、函館市からの就農希望の研修ということで、本来交通費ですとか、支援というのが必要になかったというケースがありまして、それに伴って今回不用となりました補助金については減額させていただいているところであります。新規就農希望者の受け入れの体制については、農業担い手育成協議会、これが主体となって、月1回程度の新規就農者への見回り、短期の研修の希望者がいらっしゃった場合には、担い手協議会の中でも情報を共有した上で、受け入れ農家を探している状況にもあります。昨年は、富栄でアスパラ農家さんのご協力をいただいて短期研修を実施して経緯にあります。この協議会、短期研修をやった結果、長期の研修に繋げていくというところが目的でございまして、長期の研修に繋げていった際には、担い手協議会が定期の巡回なり、就農に向けた相談、困りごと等をいろいろ相談を受ける会として活動しているところであります。以上です。
議長	議長	他に、2款総務費について質疑ありませんか。
議長		それでは、次に3款民生費について質疑ありませんか。ページ数は56ページから62ページまでです。
議長	議長	3款民生費について質疑ありませんか。
議長		2番、高田議員

高 田 議 員	56 ページですね。負担金補助及び交付金とあるんですけど、北海道後期高齢者医療広域連合の負担金が650万円と住民税非課税の給付金ですけども、それぞれ減額になっています。後期高齢者の方は、この理由がどういうものかを教えていただきたいのと、給付金の方は実際の数字を教えていただければありがたいです。
議 長	住民税務課長
住 民 税 務 課 長	北海道後期高齢者連合会負担金が減額になった理由ですが、連合の方から請求があり支払しているものでありまして、減額の理由と申しますと、療養費の減額ということになります。以上です。後期高齢者医療費の減額による負担金の減額になります。以上です。
議 長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	住民非課税世帯に対する重点支援給付金に関してですが、住民税非課税世帯の給付金1世帯当たり3万円の給付に関しては、対象者数700世帯で支給世帯が547世帯でした。追加7万円に関しては、対象者553人、支給済が534名で、その差し引きで404万円の減となります。
議 長	2番、高田議員
高 田 議 員	後期高齢者医療広域連合の負担金に関しては、使った人、使った額が減ったから、これも併せて減ったということですよ。それから給付金に関しては、当初の予定より少なくなったというのは、どういう理由なんですか、いなかったとかということなんですか。
議 長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	プッシュ型で給付するパターンと申請型の2つパターンがあって、申請型で申請にされてこなかった方がいらっしゃいますので、その理由です。以上です。

議 高 田 議 員	長	2 番、高田議員
議 保 健 福 祉 課 長	長	申請型ということであれば、申請をしない、何でしないということにはならないのかもしれませんが、一応それを再度確認するということはされたんですか。
		保健福祉課長
		1 回目のお知らせと、その後 2 回目、再度お忘れではないですかということでお知らせをした結果で、未申請がいた数人いたという状況になっています。住所はここに置いていても実際ここに住んでいないとか、いくらこちらからお知らせしてもなかなか申請に来ていただけないという方もいらっしゃいます。
議 中 山 議 員	長	1 番、中山議員
		その次のページになるんですけども、57 ページなんですけど、ここに敬老福祉年金が74 万円減額されております。これは当初の人数確認したときから、37 人分になると思いますけども、この期間に亡くなられたというふうに理解してよろしいですか。
議 住 民 税 務 課 長	長	住民税務課長
		おっしゃるとおりでございます。死亡及び転出等で、12 月 1 日現在に住員登録がない77 歳以上の方が、減ったということで減額いたしました。
議 議	長	他に、民生費について質疑ありませんか。
	長	それでは、次に4 款衛生費について質疑ありませんか。ページ数は63 ページから68 ページまでです。
議 中 山 議 員	長	1 番、中山議員
		64 ページになります。委託料が載ってるんですけども、ここでちょっと聞きたいのが、新型

	コロナウイルスの接種委託料が170万円と大きく減額されております。その減額の理由とコロナのワクチンの今後の接種についての予定といいますか、それについて説明していただきたいのと、带状疱疹の接種もやっておりますので、それとインフルエンザこの予防接種もやっておりますので、その数字的なものがわかりませんので何名くらいが接種しているのか、その辺について説明していただきたいと思います。
議長	中山議員、带状疱疹につきましては今年からやった制度ですから、その答弁はちょっと今回は発言をしないようにしてもらえれば。
中山議員	それではコロナの方の説明をしていただきたいと思います。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	委託料ですけれども、これはコロナの接種費用の内の国保病院の委託料になります。当初は、対象者として3400人くらい見込んでいたんですけれども、春接種で2200人、秋接種で2600人と対象と考えていた人数よりも減っていきまして、減額となっています。今後は、国の方からは無料接種に関しては今年度で終了ということになっていますので、来年度以降は、インフルエンザと同様に、5類相当の状態接種することになっていますので、今の段階としては、秋から冬にかけてインフルエンザと同じように接種を計画しています。以上です。
議長	3番、浜塚議員
浜塚議員	65ページの清掃費、負担金補助及び交付金とあります。496万円の減額となっていますけれども、当初計画でどれくらい、実際使われているのかお願いします。
議長	建設水道課長
建設水道課長	こちらについては、当初見込みが5基ということで、それぞれの浄化槽と屋外屋内工事の加算

	分というかたちの経費を見込んでおりましたけれども、実質２基ということで、１基が新築された家に対しての浄化槽、もう１基が既存の住宅の更新というかたちの、２基の実績で減になっております。
議 長 浜 塚 議 員	３番、浜塚議員 次のページ６６ページ、１０番需用費です。燃料費、光熱水費それぞれ三角になっているんですが、今は上がるのが普通でないかなと思うんですが、これはどういう理由でしょうか。
議 長 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 保健福祉センターのエアコンを改修したことで、使用する灯油量がだいぶ少なくなったということと、電気料に関しては政府の補助があったので電気料金が安くおさえられたということで減額となっています。
議 長 議 長 佐 々 木 議 員	他に、４款衛生費について質疑ありませんか。 １０番、佐々木議員 ６７ページ、国保病院繰出金ということです。これについてはですね、利用が少なくてこういうふうになっていると思うんですよね。昨日の院長との懇談では、厚沢部病院、道立病院と比較すると全然違うんだと、入院単価が。そういったことです、やっぱり町民への利用促進というかアピールというか、その辺がまだまだ足りない部分があるんでないかなというふうに思うんですけれども、その辺の取組については、いかがなものでしょうか。
議 長 病 院 事 務 長	病院事務長 取組ということですが、まず当病院において、医師、看護師をはじめとする医療スタッフの確保は継続的な問題となっております。また、少子高齢化や人口減少、そういった急激な進展

	に伴う医療需要の変化、医療の高度化、そういった経営環境の急激な変化等を背景とする厳しい環境が続いています。今後も厳しい経営状況が見込まれております。まずは繰出金に大きな影響があります収入の部分ですが、令和4年度の決算額と比較いたしまして、だいたい1600万円程度これから増えるのではないかとという予想であります。外来につきましても、令和4年度の6748万2千円からみても、今年度は1100万円程度増加する見込みであります。トータルで2000万円程、昨年度から増加を見越しております。次ですが、患者数です。昨年度の2月末現在での比較ですけれども、入院患者で960名増加しております。外来患者で478名ほど増加しております。最後ですが、例年同様の支出でございますが、5億円弱を予定しております。参考までに、ルール分ではありますが、令和5年度普通交付税、不採算地区として交付される特別交付税、併せて1億700万円弱が町に交付されております。国保病院は厚沢部町の唯一の病院でありまして、公立病院としての役割・使命を果たして、町民に対してより質の高い心温まる病院を目指して、また町民から国保病院は絶対必要だと思っていただけるよう、院長を中心に病院スタッフ一同、これからも経営改善に取り組みたいと思っております。皆様方にはご理解の程お願い致したいと思えます。
議 長 佐々木議員	10番、佐々木議員 大変頑張って、収入も多いということをお聞きしました。大変丁寧なご報告ありがとうございます。けれども繰出金が多いと、何が原因で繰出金が多くなっているんだと、その辺端的に、これが原因だよというようなこと、ポイントでお願いします。
議 長 病院事務長	病院事務長 これだけ多きなった要因といいますのは、やはりコロナに入ってから入院患者、外来患者が減

議	長	っております。そういった部分が大きな要因と考えております。
議	長	4 款衛生費について質疑ありませんか。
議	長	それでは、次に 5 款労働費について質疑ありませんか。ページ数は 6 9 ページです。
議	長	それでは、議事の途中であります、1 1 時 1 5 分まで休憩をします。（1 1 : 0 1）
議	長	休憩前に引き続き、議事を続行いたします。（1 1 : 1 5）
議	長	はじめに、5 款労働費について質疑ありませんか。
議	長	それでは、次に 6 款農林水産業費について質疑ありませんか。ページ数は 7 0 ページから 7 5 ページまでです。
議	長	1 番、中山議員
中	山	1 点目は、7 2 ページになるんですけども、後継者育成事業の実習生報償費の農業実習生の報償費が 1 4 8 万 9 千円と大きく減額しております。この原因について説明していただきたいのと、もう 1 点は 7 4 ページになるんですけども、ここで負担金補助及び交付金、有害鳥獣の防止対策として 1 2 8 万 9 千円減額されております。大変残念だと思うんですけども、利用者がいなかったというふうにとっていいのか、また単価ですね 1 セット当たり、いくらくらいみているのか、その内容説明していただきたいと思います。
議	長	農林課長
農	林	まず、農業後継者育成費の減額理由であります、この部分につきましては農業活性化センターでの実習生の費用を予算計上させていただいております。例年、年度が始まる今の時期、2 月から 3 月にかけて実習生を募集しまして、応募があった場合、実習生として 1 年間農業活性化センターで勤務をさせるというふうにしております。残念ながら、令和 5 年度に限りましては実

議長 中山議員	習生の応募者がいなかったということでありまして、今回それにかかわる費用全額を減額させていただきます。もう1つの、有害鳥獣侵入防止柵整備費の補助金の減額理由であります、実績に基づきました減額となっております。令和5年度におきましては、28名の方が申請をされております。補助の内容としましては、電気柵1セット当たり2分の1以内かつ上限15万円までという補助金の設定をしております。この制度、昨年度から10万円であったものを15万円に補助上限を引き上げた経緯にありまして、この事業の活用にあたっては、前年度において農家さんへのアンケート調査実施しております。来年度、電気柵購入する方を中心に事業費を算定しておりまして、令和5年度におきましては28名の利用がありまして、その方々には要件に基づいて交付を行っており、その残額を減額とさせていただきます。 1番、中山議員 残念な結果ですけれども、まず研修生がいないということはその対応策としては研修センターの中で、何か別に対策を練っているのか、不足した分をどう対応しているのか、それと募集の仕方をどうしているのかちょっと見えてきませんので、その辺についての説明をしていただきたいと思います。それともう1点は、この鳥獣の防止対策ですけれども、私も去年ですね3基買いました、3セットですね。その中で、今のこの説明した中で、2分の1の補助の部分で、1基分しか補助対象にならないんですよ。その辺の理由というのはどうなのか。本当の意味で、農家さんにどんどんやっていただきたいというふうな意思があれば、もうちょっと、例えば補助率を上げるとか、1人2基くらいまでいいですよというふうな扱い方でもいいと思うんですけども、その辺についての取扱い、どのように今後考えているかお知らせ願いたいと思います。 議長 農林課長
--------------------	--

農 林 課 長	まず、農業実習生、これについては例年、２月から３月にかけて募集を町内回覧等で実施しているところであります。ただ、年によっては応募者がいる場合といない場合があるということでもあります。応募者がいない場合、農業活性化センターとしてどうしているかという、再度の回覧で募集をかけてはいないんですけれども、農業後継者として、または農業関連に従事するという意向が持たれている方が年度の中でもおりましたら受け入れるように予算だけでは確保していたという状況であります。せっかく予算をつけていただいた部分でありますので、応募者がいないといった場合には、周知の充実を今後図っていききたいなというふうに考えております。次に、鳥獣被害の電牧ですが、補助率２分の１以内かつ上限１５万円と設定させていただいているところでもあります。１セット買おうが数セット買おうが、上限額１５万円と設定しておりますので、セットごとに２分の１以内かつ上限１５万円の設定をしているわけではございませんので、なかなか要望に見合った補助の内容とはなっていないのかなとは思っておりますが、この電牧につきましては、多面的機能支払交付金の中での保全活動のとしても交付金の活用が可能です。各保全会にも周知の案内をした経緯にもございます。多面的機能交付金については、７０００万円ほどの予算を計上させていただいているところでもありますので、その中から各保全会において友好的に使えるものとして、電気牧柵が効果的だと各保全会で判断いただければ、そういうものに使っていただいてもいいのかなと思っております。それと別途に、町としましては、これまでも電気牧柵の支援を行っているところではあります。昨年度から、補助を１０万円から１５万円に引き上げたとしておりまして、見直しを定期的に行ってまいりたいと思っておりますが、限られた予算の中で多面的機能支払交付金も活用していただきながら財源の確保に努めたいと考えております。以上です。
---------	---

議長 中山議員	1 番、中山議員 研修生ですけども、研修生がいないということは農家の子弟、または農家をやりたいという人がいないというふうにとったほうがいいのかなというふうに思いますけども、是非ともですね、農家の後継者になるような方々を、アンテナを張り巡らせて、やっぱり後継者育成するというようなことを是非やっていただきたいなと。この単価が安いのかなと、労働賃金が。今、月、これからいくとどの程度の1ヶ月の給料を出しているのかわかりませんので、その辺もう1回説明していただきたいと思いますけども、農業後継者がいないということは本当に残念なことなので、また農業をやりたいという方々の掘り出しと言いますか、そういうのをPRしていただきたいなというふうに思います。それと、有害鳥獣のセットなんですけども、どうですか課長これ、この辺の予算まだ見てませんけども、これ30万が1基ということであれば、もうちょっと補助単価を上げていただければ買いやすいんじゃないかと思うんですけれども。私は3基もっていますんで、3ヵ所張れるんですけども、クマに対しては非常にいい効果あります。ですけども、シカに対しては、かなり今の電牧では効果は薄いです。これはやっぱり、かなり違うと思いますね、単価ですよ、クマ用とシカ用じゃかなり単価の差がありますんで、その辺の対応策もとっていただければ、農家の方は助かるなというふうに思いますので、この辺についての、セット数の多く買えるような状況にしてほしいなと思いますんで、宜しく願いしたいと思いますが、今年の分につきましては予算の方で、ゆっくりとやれますので、今この分についての今後の取り組みについて、基本姿勢ありましたらお知らせ願いたいと思います。
議長 農林課長	農林課長 まず、農業実習生の単価が低すぎるんじゃないかというご質問かと思います。農業活性化セン

議 議	ターとしては、今年度においては１０万５千円、また農業振興公社での受託作業も研修させるということで、農業振興公社からも３万円程度の追加で支給されているところであります。議員からもご指摘ありますように、単価が安すぎるではないかというところで、これからの議会で審議いただきますけれども、令和６年度においては単価の引き上げも行っております。単価を上げた上で、農業実習生の予算は成立はしていないんですが、募集をかけておりました、２月について。それで、１名の方も応募がありますので、そういった方を今後採用していくというかたちにはなろうかなと思っております。次に、鳥獣被害の電気牧柵の上限単価、クマとシカでは設置費用等違いがあるのではないかというご指摘でありました。使うものとしては、電気牧先のポールですとか、そういったものが若干単価違うのかなというふうに考えてはおります。なかなか、補助の要件を、令和４年度から上限を見直して、また各種鳥獣被害対策の見直しには努めているところではあります、電気牧柵については昨年度農家さんへの要望量調査をやりましたものを、令和６年度予算計上させていただいているところであります。要望の取りまとめの際にも、２分の１以内かつ上限１５万円ですけどもどうでしょうかという声掛けをさせていただいております。なかなか要綱を見直していくというには難しいのかなと思っておりますが、電気牧柵の購入者の希望も増えてきているという状況というふうには考えておりますので、そういったものを効果的に導入するにはどうしたらいいか、国の事業とかも踏まえまして、今後検討させていただきと思っております。以上です。 ほかに、６款農林水産業費について質疑ありませんか。 それでは、次に７款商工について質疑ありませんか。ページ数は７６ページから７９ページまでです。
----------------	---

議	長	それでは、８款土木費について質疑ありませんか。ページ数は８０ページから８３ページまでです。
議	長	１番、中山議員
中山議員		８１ページになるんですけども、ここに除雪費載っています。その中で８６万４千円の減額ということなんですけども、天候をこの先考えた末のこの減額ということなのか。一時、雪は大変多かったんですけども、ここにきて小雪と言いますか、大変雪の少ない状態になってますけども、この状態で防雪柵の解体及び除雪、間に合うのか、見通しについて説明していただきたいと思います。
議	長	建設水道課長
建設水道課長		中山議員のご質問でありますけども、まずこちらの委託料について８６万４千円減額しておりますけども、こちらの減額については、当路と赤沼の防雪柵、今年度設置しておりません。予算は組んだんですけど、当路地区の方から当路地区はいらないと、赤沼地区については検討を２回、設置しようと試みたんですが、土地の状況から立てれなかったということに伴う部分の減額であります。除雪費の方の減額ではございません。除雪費の見込みということなんですけども、例年５０００万円予算措置させていただいておりますけども、今年度は雪がない状態でも既に４０００万円くらい使っている状況です。この前もほぼ雪が解けた状態ではあったんですけども、また降っている状況でございます。あと１０００万円です。１回の除雪経費で１５０万円はもっていけますし、それに排雪が入ってくると２００万円ということになると、あと１回２回も降ってしまうと、既存の予算でもギリギリかなというところでございます。現状としては以上です。
議	長	１番、中山議員

中山議員		ということは、前に、雪少ないときにやってもらっている業者さんに、最低保証と言ったらおかしい言い方ですけども、そういう中で、ある程度は業者さんには最低このラインというのはあるのかいうのかわかりませんが、今の状態であればある程度業者さんも納得する除雪費ということで、我々理解してよろしいですか。
議長	建設水道課長	建設水道課長
建設水道課長		当町の除雪費については、従来通りの算出で今までやってきたという経過がござまして、やはり金額的には少し低いのかなというかたち言われております。最低保証ラインという部分も設けてはいます。設けてはいますが、実際それに引っかかってくるのが現在のところ2社くらい、数時間ということで、数時間稼働していただければ最低保証ラインには引っかからないという状況でありますので、今後の1日2日降ったのであれば、最低ラインに引っかかる業者はいなくなるのではないかと考えております。
議長	議長	他に、8款土木費について質疑ありませんか。
議長	議長	それでは、9款消防費について質疑ありませんか。ページ数は84ページです。
議長	議長	それでは、10款教育費について質疑ありませんか。ページ数は85ページから98ページまでです。
議長	議長	10款教育費について質疑ありませんか。
議長	議長	それでは、質疑を終結します。
議長	議長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議長	議長	討論を終結します。
議長	議長	議案第8号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議	長	り)
		異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号令和 5 年度厚沢部町一般会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 7 議案第 9 号令和 5 年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	住民税務課長
住 民 税 務 課 長		議案第 9 号の令和 5 年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の内容について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入、歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は 5 ページから 13 ページまでです。
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 9 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 9 号令和 5 年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 8 議案第 10 号令和 5 年度厚沢部町後期高齢者医療特別会計補正予算、議題とします。

議	長	議案の説明を求めます。
議	長	住民税務課長
議	長	議案第１０号の令和５年度厚沢部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の内容について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入、歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は４ページから８ページまでです。
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１０号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第１０号令和５年度厚沢部町後期高齢者医療特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第９ 議案第１１号令和５年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保健福祉課長		議案第１１号の令和５年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）の内容について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入、歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は５ページから２２ページまでです。

議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 1 1 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 1 1 号令和 5 年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 1 0 議案第 1 2 号令和 5 年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建設水道課長	長	議案第 1 2 号の令和 5 年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の内容について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入、歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は 6 ページから 1 8 ページまでです。 それでは、質疑を終結します。
議	長	5 番、香川議員
香川議員	員	7 ページの、2 款 2 目の水道移設工事負担金について質問したいんですけども、その説明として、道道八雲厚沢部線道路改良に伴う稲見地内水道管移設工事費負担金とありますけども、予算 1 4 1 万円に対して、補正額マイナス 1 4 1 万円ということは工事行われなかったということだ

議 長	建設水道課長	と思うんですけども、その工事が行われなかった理由について説明をお願いします。
建設水道課長		建設水道課長 ただ今の質問でございますけれども、香川議員のおっしゃるとおり、こちらの工事については、当初予算計上しておりましたけれども、国の予算が付かない状態で、結局は事業が実施できなかったと。毎年要望はしているんですけども、うちの町としては、今現在、赤沼、乙部厚沢部線、そちらの方を優先して予算が付けられている状況でありますので、引き続き町としましてはこちらについては要請はしていきますけれども、時間がかかるのかなと、稲見・上里の部分、拡幅ございますので、そちらは要請は続けていく予定でございます。以上です。
議 長	5 番、香川議員	
香 川 議 員		ということは、予算計上の段階で、あくまでも予想で、分担金なり負担金が入ってくるんじゃないかという予想での予算の枠組みをしていたということによろしいのでしょうか。
議 員	建設水道課長	
建設水道課長		そのとおりでございます。
議 長	香川議員	香川議員よろしいでしょうか。
議 長	5 番、香川議員、3 回目です。	
香 川 議 員		そういう予算組もあるんだなということを、初めて知ったんですけども、それはそれで行政の中でそういう予算組もあるということによろしいのでしょうか。
議 長	建設水道課長	
議 長		こちらにつきましては、要望して、町としては実施する意向で予算を組んでいる状況でありますけれども、道とかの採択がそれ以降になってきてくるものですから、例年、こちらはずっと計上

		していた状態で、例年落としていたという予算になっております。ただ、先ほど私から申し上げましたとおり、まずは赤沼地区を優先するという事で道の方からとも言われております。要請は続けますけども、その関係上、6年度からの予算については落としている状況にはなっております。以上です。
議	長	他に、質疑ありませんか。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第12号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第12号令和5年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第11 議案第13号令和5年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建設水道課長	長	議案第13号の令和5年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の内容について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入、歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は5ページから12ページまでです。
議	長	それでは、質疑を終結します。

議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 1 3 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 1 3 号令和 5 年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	議事の途中であります、休憩して昼食といたします。午後は 1 3 時から再開いたします。（ 1 2 : 0 0 ）
議	長	午前中に引き続き、議事を続行いたします。（ 1 3 : 0 0 ）
議	長	日程第 1 2 議案第 1 4 号令和 5 年度厚沢部町国民健康保険病院事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	病院事務長
病 院 事 務 長	長	議案第 1 4 号の令和 5 年度厚沢部町国民健康保険病院事業特別会計補正予算（第 2 号）の内容について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入、歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は 1 4 ページから 1 7 ページまでです。
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。

議	長	議案第 1 4 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 1 4 号令和 5 年度厚沢部町国民健康保険病院事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 1 3 議案第 1 5 号厚沢部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	副町長
副 町	長	議案第 1 5 号厚沢部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明致します。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 1 5 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって議案第 1 5 号厚沢部町会計年度任用職員 給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 1 4 議案第 1 6 号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

議		長	て、議題とします。
議		長	議案の説明を求めます。
副	町	長	副町長
		長	議案第１６号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明致します。（議案内容説明記載省略）
議		長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議		長	質疑を終結します。
議		長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議		長	討論を終結します。
議		長	議案第１６号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議		長	異議なしと認めます。
議		長	したがって議案第１６号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議		長	日程第１５ 議案第１７号厚沢部町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議		長	議案の説明を求めます。
議		長	副町長
副	町	長	議案第１７号厚沢部町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明致します。（議案内容説明記載省略）

議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１７号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって議案第１７号厚沢部町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１６ 議案第１８号厚沢部町敬老福祉年金基金条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	副町長
副 町	長	議案第１８号厚沢部町敬老福祉年金基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明致します。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１８号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議	長	あり)
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって議案第１８号厚沢部町敬老福祉年金基金条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１７ 議案第１９号厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	住民税務課長
住民税務課長	長	議案第１９号厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明致します。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１９号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって議案第１９号厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１８ 議案第２０号厚沢部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定

議	長	める条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
保 健 福 祉 課 長	保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長
		議案第２０号厚沢部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明致します。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２０号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって議案第２０号厚沢部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１９ 議案第２１号厚沢部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	保 健 福 祉 課 長	議案第２１号厚沢部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明致します。（議案内容説明記載省略）

議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	2 番、高田議員
高	田	念のための確認ですけれども、この新しく変わった 2 3 条によって、公衆の閲覧に供しなければならぬというのは、要するにホームページ等で閲覧できるようにするという解釈すればいいんでしょうか。
議	長	保健福祉課長
保	健	はい、そのとおりです。
福	祉	質疑を終結します。
課	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
長	長	討論を終結します。
議	長	議案第 2 1 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって議案第 2 1 号厚沢部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 2 0 議案第 2 2 号厚沢部町看護職員等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保	健	議案第 2 2 号厚沢部町看護職員等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
福	祉	
課	長	

		御説明致します。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２２号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって議案第２２号厚沢部町看護職員等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第２１ 議案第２３号厚沢部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保健福祉課長		議案第２３号厚沢部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明致します。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。

議	長	議案第２３号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって議案第２３号厚沢部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第２２ 議案第２４号厚沢部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長		議案第２４号厚沢部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について御説明致します。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	１０番、佐々木議員
佐 々 木 議 員		改正にはなんら反対するものではないですけども、資料説明の中で２ページですね、いろんな施設謳ってますけども、厚沢部町内で該当する施設の名前を教えてください。
議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長		まず、居宅介護支援事業所に関しては、厚沢部社協居宅介護支援事業所の１事業所です。地域密着型サービスは、グループホーム巴さんとグループホーム巴新町さんです。地域密着型介護老人福祉施設はあっさぶ荘やまぶきのユニットと多床室になります。以上です。
議	長	もう１回お願いします。

保 健 福 祉 課 長		すいません、居宅介護支援事業所、もう１つ加えて居宅介護支援事業所のＢＬＵＥの２ヵ所です。社協さんとＢＬＵＥに２ヵ所になります。地域密着型に関しては、グループホーム巴さんとグループホーム巴新町さんになります。地域密着型介護老人福祉施設、これは、あっさぶ荘より人数の少ないところが地域密着型の老人福祉施設の範疇になって、やまぶきのユニットと多床室になります。以上です。
議 長	佐 々 木 議 員	１０番、佐々木議員
		あとで、文面でご提示いただければ。
議 長		他に、質疑ありませんか
議 長		それでは、質疑を終結します。
議 長		討論に入ります。（ありませんの声あり）
議 長		討論を終結します。
議 長		議案第２４号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議 長		異議なしと認めます。
議 長		したがって議案第２４号厚沢部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議 長		日程第２３ 議案第２５号鶉ダム公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議 長		議案の説明を求めます。
議 長		政策推進課長

政 策 推 進 課 長		議案第２５号鶉ダム公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明致します。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２５号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって議案第２５号鶉ダム公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	議事の途中でありますが、１４時１５分まで休憩します。（１４：０１） 休憩前に引き続き、議事を続行いたします。（１４：１５）
議	長	日程第２４ 議案第２６号厚沢部町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
議	長	ついて、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建 設 水 道 課 長		議案第２６号厚沢部町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明致します。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。

議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２６号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって議案第２６号厚沢部町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第２５ 議案２７号厚沢部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建設水道課長	長	議案２７号厚沢部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明致します。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	３番、浜塚議員
浜 塚 議 員		４ページです。意味知りたいんです、１番下ですけども、函館方面江差警察署の意見聴取。これ、意見聴取というのは疑いある人に対しての意見の聴取ということだと思うんですが、それはどういうふうな見方というんですか、考え方で聴取するということなんですか。どういうふうな状況状態というんですか。

議	長	建設水道課長
建設水道課長		こちらについては、やはり入居者の判断ということで、同居親族にあたる中に暴力団関係者がいるかどうかというかというかたちのものを、警察の方に確認していただくというかたちの条文になります。
議	長	他に質疑ありませんか。
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２７号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって議案第２７号厚沢部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第２６ 議案第２８号厚沢部町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建設水道課長		議案第２８号厚沢部町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明致します。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。

議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２８号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって議案第２８号厚沢部町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第２７ 議案第２９号厚沢部町奨学資金貸付条例の全部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	教育委員会事務局長
教育委員会事務局長		議案第２９号厚沢部町奨学資金貸付条例の全部を改正する条例の制定について御説明致します。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	１番、中山議員
中山議員		２点ほど、町長にお聞きしたいんですけども、まず１点目は、連帯保証人ですけども、これは両親の他、親戚とかそういうふうな連帯保証人として認める場合は親戚とかいろいろあると思うんですけど、その辺の範囲について説明していただきたいと思います。もう１点はですね、第１３条ですけども、その他町長が特別な事由があると認めたとき、というこの文章なんですけど

議長 教育委員会事務局長	も、具体的にどんなことを指しているのか説明していただきたいと思います。 教育委員会事務局長 まず、連帯保証人の関係であります。連帯保証人については、保護者及びその他１名と、いうことで想定しております。ですので、保護者の他にその他１名ですね。その範囲についてはですね、親戚ですとかあるいは町外に在住している方でも可能ということで考えております。親戚以外でも友人とか知り合いとかでもかまわないということでございます。もう１点ですね、１３条の償還の猶予という部分です。あまりないものかと思うんですけども、例えば、病気だとか事故だとかそういうことによって、なかなか返済が難しいという場合のことを想定しております。以上です。
議長 中山議員	１番、中山議員 気になるのは、連帯保証人、これを探すというのは非常に難しい場合も生じると思うんですけども、もしもこの連帯保証人が途中で亡くなったとか、いなくなったとかいろいろあると思うんですけど、その場合の処置としてはどういう対処するのか、必ず見つけないとダメなのか、もたなきゃならないのか、その辺についてはどのようにになりますか。
議長 教育委員会事務局長	教育委員会事務局長 条例の第９条の部分になります。連帯保証人がもし死亡ですとか他の人に変えたいとなった場合は、やはりもう１名連帯保証人をつけていただくということを想定しております。滞納ですとかいろんな状況ありますので、確実に返済していただくという意味では、連帯保証人は必要かと考えております。以上です。
議長	２番、高田議員

高 田 議 員	もし他にあれば別なんですけど、保護者の収入制限というか、それは今回何もないという捉え方していいんですか。
議 長	教育委員会事務局長
教育委員会事務局長	具体的な内容については、条例ではなくて施行規則の方で定めることになるんですけども、今想定しておりますのは所得制限については設けないということを考えております。以上です。
議 長	他に、質疑ありませんか。
議 長	それでは、質疑を終結します。
議 長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議 長	討論を終結します。
議 長	議案第２９号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認めます。
議 長	したがって議案第２９号厚沢部町奨学資金貸付条例の全部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議 長	日程第２８ 議案第３０号厚沢部町奨学資金給付条例の制定について、議題とします。 議案の説明を求めます。
議 長	教育委員会事務局長
教育委員会事務局	議案第３０号厚沢部町奨学資金給付条例の制定について御説明致します。（議案内容説明記載省略）
議 長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。

議	長	10番、佐々木議員
佐々木議員		画期的な条例ですけども、対象人員、高校生以上ということなんですけども、評価の基準というのは高校の成績を基に評価するということによろしいでしょうか。
議	長	教育委員会事務局長
教育委員会事務局長		おっしゃるとおりでございます。高校卒業時の成績を基準に選定しようというふうに考えております。以上です。
議	長	10番、佐々木議員
佐々木議員		対象人員は何名でしょうか。
議	長	教育委員会事務局長
教育委員会事務局長		申し訳ございません、毎年度予算の範囲内ということであるんですけども、新年度としては3名を予算計上しております。以上です。
議	長	他に、質疑ありませんか。
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第30号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって議案第30号厚沢部町奨学資金給付条例の制定について、原案どおり可決されました。

議	長	日程第 2 9 議案第 3 1 厚沢部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	副町長
副 町	長	議案第 3 1 厚沢部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明致します。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	4 番、上戸議員
上 戸 議 員		今、説明してもらったんですけども、あまり内容がよくわからないというか、聞き方が悪いのかもしれないけども、例えばね、現状とどういうふうに変わるのかがということも、よくわからないような説明だったんですよ。例えば、今、上ノ国だとかで個人番号を示せば、どこの誰それというところまでわかるみたいなシステムを使ってやっているようなんですけども、そういうふうなシステムになるわけでもないんですよ。もう少しわかるように説明していただければ助かるんですが。
議	長	副町長
副 町	長	今回の改正といいますのは、便利になるというかそういったことの改正ではございません。いわゆるマイナンバー法の改正があって、その関係で文言の改正をしたというのが前段の改正の内容であります。次に改正したのは、先ほど新規制定の条例の中にありましたとおり、貸付条例と

	給付条例が全部改正と新規制定により制定されましたところでありまして、町独自で利用できるマイナンバーを使った事務の中に、奨学資金の給付条例であったり貸付条例を加えるということの規定であります。その手続きというのは、マイナンバーを使ってマイナンバーに付随した所得情報だとか申請の際にそういったことを提供できるということの規定を、独自利用事務の中に規定しておきますと、所得の情報をわざわざ調べなくてもこの規定の中で、申請の時に調べることができるということの決まりの改正であります。
議 上 戸 議 員	4 番、上戸議員 そしたらですね、今現在、近隣の町村でやっている、上ノ国が私の覚えている範囲内ではやっ てるようなんですけども、そういうところの、周辺に住んでいる人でも自分のマイナンバーを言 えば、どこの誰それだということがはっきりわかるようなシステムになっているというようなこ とは聞いたことあるんですけども、実際そのとおりにになっているかわかりませんが、そうい うことをやろうという考えが全くないということで、今回の改正だけを進めたいということなん でしょうか。
議 副 町 長	副町長 マイナンバーを提示して、どこの誰それとか、その事務の内容についてはわかりませんけ ども、上ノ国町で、もしやられているとすれば厚沢部町でもおそらく同じことはできると思いま す。住民票の届出に関しても、そういった、マイナンバーを使ってマイナポータルの中で手続き をすれば、住民票の異動ということもできるようになっておりますので、近隣町ができてうちの 町だけができないという差があるとは思いません。
議	4 番、上戸議員

上戸議員		最後の3回目、3回しかできないものですから、そういうふうにもし、上ノ国でもやっているようなことをできるのであれば、できれば早目にですねそういうことをやるというふうに手掛けさせていただきたいと。私、皆さんもそうなんでしょうけども、うちに帰れば、上ノ国ではああいうふうにやっているのになんで厚沢部でできないんだと、いつも言われているんですよ。そういうことがなくなるように、一つお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。
議副	町長	副町長
	長	先ほども申し上げましたとおり、上ノ国でできて厚沢部でできないということはおそらくないかなと思いますけども、今一度現状を確認いたしまして、もし本当に便利にできることであればPRもどんどん進めていきたいと考えております。
議	長	他に、質疑ありませんか。
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
	長	議案第31号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって議案第31号厚沢部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第30 議案第32号厚沢部町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議

		題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	教育委員会事務局長
教育委員会事務局長		議案第３２号厚沢部町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明致します。 (議案内容説明記載省略)
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。(ありませんの声あり)
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第３２号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって議案第３２号厚沢部町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第３１ 議案第３３号厚沢部町簡易水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建設水道課長		議案第３３号厚沢部町簡易水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明致します。(議案内容説

		明記載省略)
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
高	田	2 番、高田議員
議	員	国の担当が変わってくるということなんですけど、町としてそれほど変わることはないと思うんですが、これに伴って、農業集排ありますよね、農業集排の関係とは管理が変わってくるということなんですけど、この辺の内容が分からないので説明ください。
議	長	建設水道課長補佐
建	設	農業集落排水事業とは別の話でございまして、これあくまでも簡易水道の管理者の話でござい
水	道	ます。以上です。
課	長	
議	長	他に、質疑ありませんか。
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 3 3 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって議案第 3 3 号厚沢部町簡易水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 3 2 議案第 3 4 号厚沢部町種子馬铃薯選別施設の指定管理者の指定について、議題と

議	長	します。
議	長	議案の説明を求めます。
副 町	長	副町長
		議案第 3 4 号厚沢部町種子馬铃薯選別施設の指定管理者の指定について御説明致します。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	4 番、上戸議員
上 戸 議 員		この関係については、時々、議会で話題になるんですよ。どういうふうな話題になるかという と、年間 2 0 0 0 t くらいの出荷があって、1 キロ 2 円の手数料取って選別をするというような 内容なんですけども、それが高いとか、安いとは言わないんですよ。高いような感じだという ような話なんですけども、今回は種子馬铃薯の選別施設の指定管理業者の選定だけなんですけど も、もちろん、どのくらい出荷してほしいとか、そういうことは別案件になるんでしょうか。 それとも、今回の案件で決まってしまうということなんでしょうか。どちらですかね。
議	長	農林課長
農 林 課 長		種子馬铃薯選別施設の使用料として頂いているものにつきましては、当初、補助事業で整備し たときに計画数量等設定しております。計画処理量は 7 2 0 0 t、製品数量としては 6 8 0 0 t 年間処理すると。製品数量に対して 2 円を積み立てるということで、私、当時担当でありました が、種芋の生産者部会、理事会に出させていただいて、その中で組合員さんの理解をいただいて 2 円を積み立てるというふうに説明をさせていただいて整備に取り組んだところであります。こ の 2 円については、高いという議論もあるとは承知していることとありますが、今後の大規模

議 長 上 戸 議 員	な改修、または施設の更新にあたってはですね、重要な財源となると考えておりますので、この2円については引き続きいただくというふうに考えております。製品の数量、6800tを維持していただければ、当初2億円程、町費から出しているんですが、それが12,3年で積みたたるだろうというところで始まったものでありますが、現在もまだ1億ちょっとしか貯まっていないう状況であります。今、物価高騰もありますので大規模改修に関しては多額の事業費が発生すると思っています。この2円については、いただきながら当初の6800t以上の生産に努めていただきたいというふうに町は考えております。以上です。 4番、上戸議員
議 長 農 林 課 長	始まってからどのくらい経つかわかりませんが、おそらく10年以上は経っているのかなというふうに私なりに想像できます。それで、6800t年間あれば、2円ですから1億2,3000万くらいのお金が集まるんだけど、まだ実際1億ちょっとしか集まってないということで、そこになにか原因があるのかどうか、わかったら教えていただきたいと思うんですけども。例えば5000tしか集まらなくても1億円にはなるはずなんですよ、それをまだ1億ちょっとしか集まらないのか、10年もかけて集まんないのかなというふうな、ちょっとした疑問がわきましたので、わかる範囲内でお答えいただければなというふうに思いますので、よろしくお願いたします。 農林課長 わかる範囲でお答えいたします。整備から10年を迎えております。令和6年度から11年目に突入するというので、今、指定管理の議決をいただくというところでありまして。過去10年間を見ますと、令和5年度は、実績が農協からまだきていないのでわからないんですが、9年間

議 長 上 戸 議 員	の実績で見ますと、計画の6800tを上回った年というのは3ヵ年、それ以外の年は計画の6800tを下回っているという状況であります。原因分析等していないところではありますが、昨年であればかなりの高温であったと思いますし、その年々の作によって計画の6800tを下回っているのかなというところでは考えております。以上です。 4 番、上戸議員 3 回しか喋れないもんだからね、あまり本当は喋りたくないんだけども、課長の答弁聞いても本当なのかなという気してるわけですよ。だいたい年間6800t集める予定が10年かかって集めれなかった年もある、確かに豊作不作ということもありますからそういうこともあるんだろうなと思うんです。仮に、半分の3000tしか集まらなくても2円ですから6000万集まるはずなんですよ。私の考え方が間違ってるかどうかね。それ半分の3000万が10年だったら3億円になるはずなんですよ。そこまでお金も集まってないというと、どのような指導なり、そういうことをやってでの、金額が積みあがっているのかなと。甚だ疑問に思うんですよね。それを毎年2円ずつ取ってるから農家はゆるくないんだということが一般的にこういう議場まで伝わってきてるんですよ。我々はどういうふうに対応したらいいかわかりかねるもんですから、担当課長がどういうふうに考えているのかなということをもう一度伺いたいと思いますのでよろしくお願いします。
議 長 農 林 課 長	農林課長 訂正させていただきます。毎年いただくお金というのは、2円×6800t、計算しますと1360万円、これが6800tを製品化すれば町として積み立てる額というところであります。それが10年経って、1億1000万円ちょっとですね、令和5年はまだなんですけども、当初

		であれば１０年経つので、令和５年度は未確定であります、１億３６００万円くらい積み立てれる年ではあるんですが、令和４年度まででは１億１０００万円、令和５年度産が１３６０万円あったとしても、なかなか１０年で１億３６００万円以上とはならない状況となっております。２円×年間生産製品数量６８００ｔをかけたものを積み立てているという状況でございます。
議	長	他に、質疑ありませんか。
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第３４号、原案どおり決したいと思います。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって議案第３４号厚沢部町種子馬鈴薯選別施設の指定管理者の指定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第３３ 意見書案第１号食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書について、議題とします。
議	長	おはかりします。
議	長	意見書案第１号について、議会運営委員会で協議し、提出することに決定しております。
議	長	したがって、あらかじめ配布しておりますので、朗読及び質疑、討論を省略して、原案どおり決したいと思います。
議	長	これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって意見書案第１号食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書について、原案どおり可決されました。
議	長	お諮りします。日程第３４ 議案第１号から日程第４０ 議案第７号まで、７件の令和６年度厚沢部町各会計予算を一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、日程第３４ 議案第１号から日程第４０ 議案第７号まで、７件の令和６年度厚沢部町各会計予算を一括議題とすることに決定いたしました。
議	長	お諮りします。ただいま上程されました令和６年度厚沢部町各会計予算の審議につきましては、議長を除く９名による議会予算審議特別委員会を設置し、これに付託の上、審議したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議会予算審議特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定しました。
議	長	ただいま設置されました議会予算審議特別委員会の正副委員長の選出方法についてお諮りをします。
議	長	選出の方法は指名推選とし、指名については議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議会予算審議特別委員会の正副委員長の選出方法については指名推選とし、指名は議長において指名することに決定いたしました。
議	長	議会予算審議特別委員会の委員長に浜塚久好議員、副委員長に高田一弥議員を指名いたしま

議	長	す。
議	長	ただいま議長が指名のとおり決することに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議会予算審議特別委員会の委員長に浜塚久好議員、副委員長に高田一弥議員と決定をしました。
	長	ただいまから、議会予算審議特別委員会開催のため本会議を休会いたします。
		（ １ ５ ： ２ １ ）